

宗教的輸血拒否に関する診療指針

当院では、宗教上の理由により輸血を拒否される患者さんに対し以下のように対応いたします。

1. 「相対的無輸血」の立場で治療を行います。
2. 免責証明書など「絶対的無輸血」治療への同意文書には署名いたしません。
3. 「相対的無輸血」治療に同意いただけるように努めますが、同意が得られない場合は他院への紹介などの対応を行います。
4. 出血性ショックなどによる瀕死の状態ですら輸血以外に救命の手段がないと判断される緊急時には、同意が得られない場合でも救命のための輸血治療を行います。

相対的無輸血：患者さんの意思を尊重して、可能な限り無輸血治療を行うべく努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態になった際は輸血をするという立場・考え方。

絶対的無輸血：患者さんの意思を尊重して、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。

2019年9月
名古屋セントラル病院長